

財務省告示第百十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項の規定に基づき、平成二十一年度における限度額等を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項に規定する限度額等は、次の表の各項の中欄に掲げる品目の区分に応じ、当該各項の下欄に定める額又は数量とする。

項名	品目	限度額等
二	一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第一一八二五・八号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン	一、八一七、五一八 キログラム
二 関税率表第二一八四九・一 号に掲げる物品		

関税率表第二八四九・九 号に掲げる物品のうち

炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの

関税率表第二八五二・一 号の一の(三)に掲げる物品のうち

ち

水銀の炭化物

三 関税率表第二九・五・四四号に掲げる物品

一、六五、六三三千円

四 関税率表第二九・六・一一号に掲げる物品

二六九、八三千円

五 関税率表第二九一八・一四号に掲げる物品

一七四、五三七千円

六 関税率表第二九一八・一五号の一に掲げる物品

九、五五七千円

七 関税率表第二九二二・四二二号の一に掲げる物品

一、三、一一千円

る形状のもの

関税率表第三九一四・一号に掲げる物品のうち

ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの

一四 関税率表第三九一四・一六・九一号及び第三九二六・九一号の

二に掲げる物品のうち

ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）

一五 関税率表第四一四・二号に掲げる物品

一五、一二三五千円

一六 関税率表第四一類に掲げる物品（関税率表第四一

一、八九五、一一九千円

二号の二、第四一、一・五、号の二、第四一、一・九
号の二、第四一、四、一、一、号の二、第四一、四、一、九
号の二、第四一、四、四、一、号の二、第四一、五、三
四、四九号の一の二及び二、第四一、五、三、号の一、

一九

五一四、六四千円

関税率表第四二類に掲げる物品（関税率表第四二・三項に掲げる物品並びに第一七項及び第一八項に掲げるものを除く。）

一

関税率表第四三 二・一一号に掲げる物品

五九四、二四 千円

関税率表第四三 二・一九号、第四三 二・二号又は

第四三 二・三号の二に掲げる物品のうち

羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの

二

関税率表第四三 二・三号の一、第四三 三・一号

一、二八六、四五九千円

又は第四三 三・九号に掲げる物品のうち

羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの

二二

関税率表第四四 三・九九号の一に掲げる物品

二四一、三一四千円

一三

関税率表第四四 七・二五号、第四四 七・一六号、第

一六、五四三、四一千円

一六	一五	一四 関税率表第四四 七・二五号、第四四 七・二六号、第四四 七・二九号の一又は第四四 七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの 一四六、七三二千円	四四 七・二九号の一又は第四四 七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの
関税率表第四四 八・一 号の一の(一)、第四四 八・三	一五 関税率表第四四 八・一 号の一の(一)、第四四 八・三 一号の二、第四四 八・三九号の四の(二)又は第四四 八 ・九 号の二の(二)に掲げる物品のうち 合板用单板	一、八九三、七六八千円	四、八四、一六六千円

一九	一八	一七	一六
関税率表第四四・八・三九号の四の(二)又は第四四・八・三九号の(二)に掲げる物品のうち 合板用单板以外のもの 関税率表第四四・八・三九号の一の(二)又は第四四・八・九号の一の(二)に掲げる物品 関税率表第四四・九・二一号の一又は第四四二一・九号の一に掲げる物品 関税率表第四四・一項又は第四四・一項に掲げる物 品	三四六、三四四千円 八、六七四、二九一千円	三四六、三四四千円 八、六七四、二九一千円	六、五三六、五一九千円

一九
関税率表第四四・八・一 号の一の(一)、第四四・八・三
一 号の一、第四四・八・三九号の一の(一)、三の(一)若しく
は四の(一)、第四四・八・九 号の一の(一)若しくは二の(一)、
第四四二一・一 号の一、第四四二一・九四号、第四四

三四	関税率表第四六二・一一号、第四六二・一一号又は 一、六二五、六三三千円	三三	関税率表第四四二一・九号の二の(一)に掲げる物品のうち 欄間	三一	関税率表第四四一九・号の一に掲げる物品 一、五五五、七五七千円	三	関税率表第四四一八・九号の一に掲げる物品のうち 七七七、九四千円
----	--	----	-----------------------------------	----	------------------------------------	---	-------------------------------------

第四六 二・一九号の一に掲げる物品

関税率表第四六 二・一九号の一に掲げる物品のうち

畳床以外のもの

三五 削除

三六 関税率表第五 六・号の一、第五 七・一 号

又は第五八 三・号の二の(一)に掲げる物品

三七

関税率表第五一・六項に掲げる物品

三八

関税率表第五一・七項に掲げる物品

三九

関税率表第五一一・一號の一、第五一一・一九号

の一、第五一一・二号の一、第五一一・三号の
一、第五一一・九号の一、第五一一・一號の一、

一、三八七、八二千円

二三五、一四六千円

一、一九九千円

	四	
<p>四一 関税率表第五二・一四項、第五二・五・一一号の一、第五二・五・一一号の一、第五二・五・一三号の一、第五二・五・一四号の一、第五二・五・一五号の一、第五二・五・一一号の一、第五二・二六号の一、第五二・五・二七号の一、第五二・二八号の一、第五二・五・三一号の一、第五二・二号の一、第五二・五・三三号の一、第五二・五・三四号の一、第五二・五・三五号の一、第五二・五・四一号</p>	<p>三、七、九、五七三千円</p> <p>二七五、九八千円</p> <p>関税率表第五一・一項又は第五一・一二項に掲げる物品（第三九項に掲げるものを除く。）</p>	<p>第五一二・一九号の一、第五一一・二号の一、第五一二・三号の一に掲げる物品</p>

の一、第五二一五・四二一号の一、第五二一五・四三三号の一、第五二一五・四四号の一、第五二一五・四六号の一、第五二一五・四七号の一、第五二一五・四八号の一、第五二一六・一一号の一、第五二一六・一一号の一、第五二一六・一三号の一、第五二一六・一四号の一、第五二一五号の一、第五二一六・一一号の一、第五二一五号の一、第五二一六・一一号の一、第五二一四号の一、第五二一六・一一五号の一、第五二一六・一一号の一、第五二一四号の一、第五二一六・一一三号の一、第五二一六・三一号の一、第五二一六・三二号の一、第五二一六・三三号の一、第五二一六・三四号の一、第五二一六・三五号の一、第五二一六・四一号の一、第五二一六・四二号の一、第五二一六・四三号の一、第五二一六・四四号の一、第五二一六・四五号の一、第五二一七・一号の一若しくは二の二、第五二一六・四五号の一、第五二一七・九号の一若しくは二の二、第五二一六・一一号、第五二一九号又は第五八三・号の一に掲げる物品

四四 一・号の二の〔若しくは〕に掲げる物品	<p>四三 関税率表第五四・二・二号の一の〔〕、第五四・二・三 三号の二の〔〕、第五四・二・四六号の一の〔〕、第五四 二・四七号の二の〔〕、第五四・二・五一号の一の〔〕又は 第五四・二・六二号の一の〔〕に掲げる物品 関税率表第五四・二・四四号の一の〔〕に掲げる物品のう ち ポリエスチルのもの</p>	<p>四二 関税率表第五三・九項又は第五三一一・号の一に 掲げる物品 関税率表第五三・八・九号の一に掲げる物品のうち ラミー糸</p>
一、四八八、三 四千円		

<p>四八 関税率表第五六七・九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>・五号に掲げる物品</p>	<p>四七 関税率表第五五類に掲げる物品（第四六項に掲げるものを除く。）</p>	<p>四六 関税率表第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八一・三一号の二に掲げる物品</p>	<p>一、一八二、一九千円</p>
<p>四八 関税率表第五六七・二一号、第五六七・二九号、第五六七・四一号、第五六七・四九号又は第五六七</p>	<p>一、五七、一一千円</p>	<p>一一三、一一三千円</p>	

アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他
の硬質纖維のもの以外のもの

五一		五	四九
関税率表第五七二・一一号、第五七二・三一号、第 五七二・三二号、第五七二・三九号、第五七二・ 四一号、第五七二・四二号、第五七二・四九号、第 五七二・五号、第五七二・九一号、第五七二・ 九二号、第五七二・九九号、第五七・三項又は第五 七五・号に掲げる物品	関税率表第五七・一項に掲げる物品	一一、一七八、五千円	六、七二三、一九六千円
五八六・三二号の二、第五八六・三九号又は第五八 六・四号に掲げる物品	四六二、四五五千円		

五四	五三	<p>関税率表第六・一項、第六・二・四号、第六・三項、第六・四・一号、第六・五項又は第六・六項に掲げる物品</p> <p>関税率表第三・六・一号の二の二、第六・二・九号又は第六・四・九号に掲げる物品のうちゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの以外のもの</p> <p>関税率表第六・九・二号の一、第六・九・三号の一、第六・九・九号の一、第六・二・一二項又は第六・二・六・号に掲げる物品</p> <p>関税率表第六・二・七・一号に掲げる物品のうち</p> <p>靴下類</p>
A又は第六・二・七・九号に掲げる物品	六五三、八五千円	九、四九一、三二二千円

関税率表第六二一一七・一号に掲げる物品のうち

靴下類以外のもの

五五	五六	関税率表第六二一一五・一號に掲げる物品	一、三七五、三九三千円
五六	五六	関税率表第六二一一五・一號に掲げる物品 関税率表第六三一七・九號の二に掲げる物品のうち 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に 単に裁断したものに限る。）	五、二一七、九四千円
五七八	五七	関税率表第六三一・二號、第六三一・三號、第六三一・四號又は第六三一・九號に掲げる物品	四、九九一、七三八千円

六一	六	五九	六三 二・九一号、第六三 二・九九号、第六三 三・九一号、第六三 三・九九号、第六三 四・一九号、第六三 四・九二号又は第六三 四・九九号に掲げる物品 関税率表第六三 二・二二号、第六三 二・三二号、第六三 二・五三号、第六三 二・九三号、第六三 三・九二号又は第六三 四・九三号に掲げる物品のうち 不織布製のもの以外のもの
関税率表第六七・二項に掲げる物品	関税率表第六六・一項又は第六六 三・二号に掲げる物品	五九 関税率表第六四 五・一号の三、第六四 五・二号 又は第六四 五・九号の二に掲げる物品	五八三、五九九千円
一、七四、一一千円	四六、七二千円		

			六二	関税率表第七一・一八項に掲げる物品	三四三、六七四千円
	六三	関税率表第七一・一三項に掲げる物品			五、六一三、七六七千円
	六四	関税率表第七一一七・一九号、第七一一七・九号の一 又は第九一一三・九号の二の(一)に掲げる物品			一、四二、九三一千円
	六五	関税率表第七一一二・一一号又は第七一一二・一九号に 掲げる物品		二、八九、二四	
	六六	関税率表第七一一二・三号、第七一一二・五号、第 七一一二・七号、第七一一二・八号、第七一一二・ 九一号又は第七一一二・九二号に掲げる物品 関税率表第七一一二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの		四七、六四一、九五 キログラム	

六七	關稅率表第七二一一・四九号に掲げる物品 七 関稅率表第七四三・一一号、第七四三・一一号又は 第七四三・一三号に掲げる物品 関稅率表第七四三・一九号に掲げる物品のうち 精鍊用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下 のものに限る。）以外のもの	六八 六九 關稅率表第七二一一・六号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの 關稅率表第七二一一・六号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの以外の もの	三、三六、八二 一、〇七九、二八九 キログラム	キログラム
----	---	---	-------------------------------	-------

				七一 關稅率表第七四 七・一 号、第七四 七・二一 号、第 七四 八・一 一 号、第七四 八・一 九 号又は第七四 八 ・二 一 号に掲げる物品 關稅率表第七四 七・二九 号の二又は第七四 八・二九 号に掲げる物品のうち	五、二六、六八一 キログラム
七四	七三	七二		銅・すず合金（青銅）のもの	
關稅率表第七六類に掲げる物品	關稅率表第七五 一・二 号の一又は第七五 二・一 号に掲げる物品	關稅率表第七四 九・一 一 号、第七四 九・一 九 号、第 七四 九・四 号、第七四 九・九 号、第七四・一 項又は第七四 一・一 号に掲げる物品	五、八五九、二六六千円		
一一、二二一、九六一千円	二八、五四三、四五六 キログラム				

七五	關稅率表第七八一・一號に掲げる物品	七、四六、一三八	キログラム
七六	關稅率表第七九一項に掲げる物品	二四、一一八、六一六	キログラム
七七	關稅率表第八一・三項、第八一六・一號、第八一七項、第八一八・九號、第八一一・一號、第八一一二・二一號、第八一一二・二二號、第八一一二・二九號、第八一一二・五一號、第八一一二・五二號、第八一一二・五九號、第八一一二・九二號、第八一一二・九九號又は第八一一三・一號に掲げる物品	六、九五、四五四千円	
七八	關稅率表第九四一・九號の一又は第九四四・一號に掲げる物品	二〇七、七六四千円	

八一	八	七九
八一 關稅率表第九六 三・二一号、第九六 三・二九号、第 九六 三・三 号、第九六 三・四 号、第九六 三・ 五 号又は第九六 三・九 号に掲げる物品	削除	削除
四、八八八、八七七千円		